

平成 27 年 12 月 22 日
消 防 庁**消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申**

第 27 次消防審議会（消防庁長官の諮問機関。会長・室崎益輝神戸大学名誉教授）においては、平成 26 年 2 月 13 日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について消防庁長官から諮問を行いました。

それを受け、消防審議会において審議が行われ、この度、諮問に対する答申が取りまとめられましたのでお知らせします。

1 答申に至る経緯

- 平成 25 年の臨時国会で議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け、同法を踏まえた消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議いただくため、上記諮問を行ったもの
- 審議会においては幅広い議論が行われているが、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、昨年 7 月に中間答申が取りまとめられた。その後の取組の進展状況や残された課題に対する更なる議論を行い、今回最終答申として取りまとめられたもの

2 答申の主な提言内容（詳細は添付資料を参照）**（1）地域防災に関する事項**

- 地区防災計画・具体的事業計画の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会
- 地域防災の担い手を育て、住民を巻き込む観点からの消防団等による地域の防災に関する住民の理解を促進
- 地域における防災分野への女性の参画を推進

（2）消防団に関する事項

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底
- 女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」の導入を促進
- 機能別団員・機能別分団制度の再評価、消防団員の処遇改善、消防団員の装備・教育訓練の改善、消防団の広報啓発活動の充実により消防団を強化

(3) 国民運動の展開

- 平成 27 年度に 2 カ所で地域防災力充実強化大会を開催。引き続き幅広い PR 活動等の取組を進めるべき
- 平成 28 年で東日本大震災から 5 年、消防団等充実強化法の成立から 3 年。同法の基本理念に則って、国民運動を展開し地域防災の取組の輪を広げることが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるもの

<添付資料>

- ・ 消防審議会答申の概要
- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申
- ・ (参考) 第 27 次消防審議会の概要



連絡先

消防庁総務課 橋本補佐、高柳事務官、山田事務官

電話 03(5253)7506(直通) FAX 03(5253)7531